

2006年10月9日

第1号

## 九条の会 金大ネット 通 信

事務局 金沢大学 経済学部 小林研究室 (264-5415)

### 九条の会：金大ネット通信発刊にあたって

大瀧幸子

金沢大学教職員の皆様、多くの方がご存知かと思いますが、憲法改正論議が本格化してきた2004年6月、9人の有識者が呼びかけ人となって「九条の会」(オフィシャルサイト <http://www.9-jo.jp/>)が発足いたしました。

その後、全国各地で有志が自発的に草の根組織としての「九条の会」「九条の会」という集まりを作りはじめました。既成組織を主軸としない運動なので、お互いの連絡網さえ存在していませんでしたが、2006年6月になって初めて全国交流会を東京日本青年館で開き、各地の九条の会が初めてお互いの活動状況の一端を知るようになりました。

金沢大学内でも、昨年、九条の会発足の呼びかけが行われ、教職員学生OB、OG合わせて約240名の方が呼びかけに応じて賛同の意思表示をなさいました。この1年間の活動状況は「九条の会金沢大学ネットホームページ (<http://www.ku-union.org/users/nine/>)」や、講演会ポスターなどでお知らせしてきましたが、このたび、紙媒体による通信を発刊することにいたしました。

金沢大学内で、金大ネットの運動がより多くの方々からご賛同とご理解を得られるよう、そして憲法改悪反対・戦争反対を旨とする意見を交換しあうことで一人一人が更に平和の価値を確信していく様に、そう願って通信を配布させていただきます。どうぞ、ご一読ください。また、編集後記に記載されている編集部のアドレス宛に、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

2006年度事務連絡責任者：文学部大瀧幸子 ([ohtakis@bird.ocn.ne.jp](mailto:ohtakis@bird.ocn.ne.jp))

## 国民投票法案の問題点

岩淵正明氏を招いての勉強会(9月26日)から

私たち「金大ネット」では去る9月26日(火)に、今国会で予定されている「国民投票法案」についての勉強会を、弁護士の岩淵正明氏を招いて行ないました。参加者は30名ほどと少なめでしたが、岩淵氏の報告やその後の討論の過程で色々な重要な事柄を知ることが出来、勉強会としての役割は十分果たしてくれたと思っています。以下では、そこで問題になった若干の点についてご報告し、この法案に対してヨリ一層警戒を強めていくことを呼びかけたいと思います。

現憲法の第9章「改正」の項には、以下のように書かれています。「第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会がこれを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際に行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。」

私達は、憲法の改正には「国民投票」が必要だと単純に考えがちですが、正確には、直接民主主義を意味する「国民投票」かあるいは「国会の定める選挙」において、過半数を獲得することで改正が行われることになります。今国会で議論されているのは、基本的には後者の議論です。国会に出されている法案の名称が、「憲法改正手続法案」となっていることは、注意すべきところでしょう。

岩淵氏は、その報告の中で、与党(自民党と公明党)案と民主党案の問題点を、以下のような9項目に分けて報告してくださいました。(1)国民投票運動の制限。(2)広報活動における公平性の欠如。(3)周知期間。(4)投票方式及び発議方式。(5)最低投票率の定め。(6)可決要件。(7)国民の「投票総数」の過半数の賛成を必要とすべき投票用紙の記載方法。(8)投票年齢。(9)国民投票無効訴訟。今ここではその全ての項目を報告することは出来ませんが、その中のいくつかについて述べていきます。

(1)の「国民投票運動の規制」では、公務員や教育者の「地位利用」による運動が罰則つきで禁止されていますが、この「地位利用」の概念が曖昧で多様な解釈の危険性があります。恣意的に拡大解釈される恐れがあるような法案は認めるべきものではありません。さらに(2)の「広報活動」では、政党に対しては無料で放送や新聞広告が認められているのに個人に対してはそのような優遇措置が取られていない点、更にはその政党に対しても、放送時間や広告回数の割り当ては、当該政党に属する議員の数を踏まえて決定されるとしている点など、極めて不公平な内容になっている点が問題として挙げられます。

(4)の「投票方式及び発議方式」では、改正原案の発議に際して、両案とも、「内容において関連する事項ごとに区分して行う」とされていますが、これも曖昧です。現行の憲法を改正しようというのですから、原則的には、条文ごとに国民の賛否の意思表示を求めるべきところでしょう。さらに(5)の「最低投票率の定め」については、両案ともにその規定がありません。これでは、極めて少数の賛成意見で憲法改正が行われてしまう危険性があります。岩淵氏が挙げておられた例では、イギリスやデンマークでは、「総投票数の過半数でかつ全投票権者の40%以上の賛成が必要」とされているそうです。40%という数字は、確かに高い数字だと思います。しかし、現行の憲法を改正するというのであれば、投票率は最低でも全投票権者数の3分の2以上とすべきでしょう。この場合でも、その過半数は全投票権者の3分の1にしかなりません。ほんの少数の意見で憲法が変えられてしまうなどという事態を避けるためにも、今後ヨリ高い最低投票率の規定を是非とも盛り込んでいく必要があります。(6)の「可決要件」にも注意する必要があります。与党案では、「有効投票の総数の2分の1」となっていますが、これでは白票や無効票が多い場合、著しく少数の賛成によって憲法改正が実現してしまいます。これに対して、民主党案では「投票総数の2分の1」としています。白票や無効票が多いと想像される以上、この項目に関しては、民主党案の実現が最低限必要でしょう。

今問題になっている「憲法改正手続法案」の問題点は、これ以外にもまだまだあります。岩淵氏の講演内容については、金大ネットのホームページにその詳細を載せる予定ですので、是非それをも参照してくださるようお願いいたします。（文責、山辺知紀）

## 九条の会：金大ネット、今年度の主な活動の報告

事務局 小林信介

「九条の会：金大ネット」（以下「金大ネット」）は、200名余りの賛同者を得て昨年4月に立ち上がり、今年度に入り事務局のメンバーも新たにし活動を続けております。イラク派兵を強引に実施した小泉首相はこの9月に漸くその任を終えましたが、代わって就任した阿倍晋三氏は改憲を大きな公約として掲げています。9条をめぐる環境はより厳しさを増しております。施行から60年目、憲法第9条は最大の危機に直面しております。

今年度の金大ネットは、こうした政治状況を踏まえ、ほぼ月1回の定例打合会を継続しながら、それとは別に、2回の特別報告会を独自に学内で開催してきました。

## **第1回 6月14日 教育基本法 報告と討論の会**

基調報告；山本敏郎先生（教育学部）「教育基本法の『改正』と学校の崩壊」

## **第2回 9月26日 国民投票法案 報告と討論の会**

基調報告；岩淵正明先生（法科大学院・弁護士）「憲法改正手続き法案（国民投票法案）と改憲」

そして来る金大祭においては、この夏に公開された池谷薰監督「蟻の兵隊」の上映会を開催いたします。東京での公開以来、静かな話題を呼び全国各地での公開上映が決まっている作品ですが、残念ながら金沢では公開の予定がありません。金大ネット事務局では、池谷監督と直接の折衝を重ね、上映会開催に向け準備を進めております。この機会に是非ご覧頂いて、9条を考える大きな材料として下さいますようお願い申し上げます。

### [ お知らせ ]

九条の会：金大ネット主催、金大祭参加企画：映画上映会。

#### **蟻の兵隊（監督 池谷 薫）**

時：11月4日，5日 両日とも 13:00 より。

所：金沢大学角間キャンパス，法文経棟1階，A101 教室

入場料：500円（金大生協プレイガイドにて発売中）

九条の会・石川ネット主催 憲法公布60周年記念行事

#### **輝け九条！憲法公布60周年石川県民集会**

時： 11月3日 午後2時から4時

所： 石川県教育会館 3階

講演 「美しい国」の「美しい憲法」の目指すもの

日本国憲法公布の日に考える

講師 水島 朝穂（早稲田大学教授）

### 編集後記

九条の会：金大ネットも、結成以来、すでに1年半ほどの時間がたちました。そろそろ定期的な「通信」（最低でも月一回）をお届け出来るような態勢を整えていかねばと思っています。会員の方達からのご意見や投稿をお待ちしています。編集部（山辺知紀）宛にお送りください。アドレスは以下の通りです。tomnori1940@yahoo.co.jp